

## デジタル市場競争会議ワーキンググループの開催について

〔 令和元年 10 月 4 日  
デジタル市場競争会議決定 〕

1. デジタル市場に関する特有の課題について、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、デジタル市場競争会議の決定に基づき、デジタル市場競争会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。  
  
座 長 構成員のうちからデジタル市場競争会議議長が指名する者  
構 成 員 デジタル市場に関し優れた識見を有する者のうちからデジタル市場競争会議議長が指名する者
3. ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。